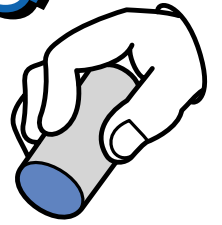




保証人を頼まれたことは ありませんか？



家族や友だちが賃貸住宅を借りたり、金融機関からお金を借りたりするときに、その『保証人』や『連帯保証人』になってほしいと頼まれたことはありませんか。



Aさんからの相談

5年前、弟が賃貸アパートに入居するので、その連帯保証人になってほしいと頼まれました。弟は、「絶対に迷惑をかけない」と言ったので、連帯保証人になることを承諾しました。

最近になって、弟は3か月ほど家賃を払っていないようで、私のところに請求がきたのですが、支払わなければいけないのでしょうか。

お答えします

『連帯保証人』という言葉は、聞いたことがあると思います。しかし、「連帯保証人になること」がどういうことなのかきちんと理解し、どのような制度なのか意識しているかたは少ないかもしれません。

Aさんからの相談のように『連帯保証人』のほかにも、『保証人』もあります。『保証人』と『連帯保証人』が同じだと思っているかたもいますが、『保証人』は『連帯保証人』に比べて、責任が軽いのです。

『保証人』の場合、債権者（支払うよう請求できる人）は、債務者（支払う義務のある人）の支払いが滞ると、まず債務者に請求する必要があります。その手順を踏まずに請求されたときは、保証人は「先に債務者本人に請求してください」と言うことができ、債務者が返済しない場合だけ代わって支払いをします。

しかし、『連帯保証人』の場合、債権者は債務

者の支払能力にかかわらず、『連帯保証人』に支払請求することができます。つまり、『連帯保証人』は『保証人』と異なり、債務者と同等の責任を負うこととなります。金銭の貸し借りの場合は『連帯保証人』は、いわば自分がお金を借りるのと同じであるということを覚えておきましょう。

Aさんの場合も、『連帯保証人』になっているので、弟（債務者）の滞納している家賃について、家主から連帯保証人である相談者へ支払請求が来たものです。請求が来た以上、相談者は支払いをしなければなりません。弟が「迷惑をかけない」と言っていたとしても、債権者に対する連帯保証を約束している以上、支払いの義務は免れません。

『保証人』をめぐるトラブルは「名前を貸しただけなのに」ではすまない大きな問題になることがあります。「保証人になってほしい」と頼まれたら、どのような内容の契約なのかをきちんと確認して、慎重に署名・押印をするようにしましょう。

なにか心配なことや不明なことがありましたら、県や町の消費生活相談窓口にご相談ください。



3月の消費生活相談

相談日等 3月5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)

午前10時～正午 午後1時～3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)0999

午前9時30分～正午

午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談

☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時

産業振興課 内線245・246